

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【12】
2. 日時：令和5年11月22日 13時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官※、
秋本主任安全審査官※、片桐主任安全審査官※、小林主任安全審査官、
建部主任安全審査官※、伊藤（拓）安全審査官、大塚安全審査官、
小野安全審査官※、中原安全審査官※、宮崎安全審査専門職、
伊藤（謙）原子力規制専門員

実用炉監視部門

浅野上席監視指導官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力安全技術） 他8名

電源事業本部 原子力耐震グループ マネージャー 他25名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他2名※

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 課長 他1名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ 主任 他2名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 総括・品質グループ 課長※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 主任※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 部長 他3名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日、11月16日及び11月22日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【保安規定指摘事項に対する回答整理表】

- RCIC の低圧運転点での確認試験について、主蒸気を用いた試験を行う場合のスクラム等の試験実施中のリスクを明示して説明すること。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（先行 BWR プラントとの比較表）】

- 津波の来襲が予想される場合の対応について、循環水ポンプの停止の手順を含め津波発生時の運用手順を説明すること。
- 津波の来襲が予想される場合の対応における、取水口、津波防護施設等の機能に影響を及ぼす可能性のある車両等への漂流物化防止対策の実施について、許認可上の位置付けを説明すること。

【新規制基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請(補正)について(SA 設備の LCO/AOT コメント回答)】

- サプレッションチェンバを水源とした残留熱代替除去ポンプのサーベイランスについて、実条件性能確認を最大限実施していることを説明すること。

【新規制基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請(補正)について(原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直し コメント回答)】

- 監視・評価活動体制の保安規定への反映等について、その反映等に至った考え方との関係を説明すること。
- 原子力強化プロジェクトと電源事業本部の2つの組織が役割や責任を分担している現状の体制では、役割・責任の境界に隙間が生じているが、その「隙間」とはどのような状態を指しているか説明すること。
- 電源事業本部及び原子力強化プロジェクトにおける施策、活動方針、改善案、改善施策、指示施策等の内容の違いを明確にするとともに、変更前後でどのように整理されたのか説明すること。
- 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しについて、見直し前の原子力強化プロジェクト及び電源事業本部それぞれの役割と責任の整理も含め、見直しを行う必要性・メリットを明確に説明すること。
- 監視評価グループが行う監視・評価業務と内部監査(原子力監査グループ)が行う内部監査との役割・活動内容等の違いを具体的に説明すること。
- 第2条の3の条文について、不適切事案からの原子力安全文化に係る教訓の継承における考え方との関係を整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した

旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 島根原子力発電所新規規制基準保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 保安規定 指摘事項に対する回答整理表
- ・ 島根原子力発電所2号炉 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（先行BWRプラントとの比較表）【65-13-1 抜粋】
- ・ 島根原子力発電所新規規制基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請（補正）について（SA設備のLCO/AOTコメント回答）
- ・ 重大事故等対処設備に関わるサーベイランスの実施方法および確認について【65-12-2, 65-13-1 抜粋】
- ・ テストタンクを水源とした残留熱代替除去系の確認運転について
- ・ 原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について
- ・ 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイランスについて